

令和3年第4回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和3年11月

## 目 次

議案第 1 2 9 号	過疎地域持続的発展計画の策定について…………… 1 (地域振興部地域政策課)
議案第 1 3 0 号	財産の取得について…………… 4 (産業部農林水産課)
議案第 1 3 2 号から議案第 1 4 3 号まで	公の施設の指定管理者の指定について…………… 5 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 7 (産業部農林水産課)
議案第 1 4 5 号から議案第 1 5 2 号まで	公の施設の指定管理者の指定について…………… 8 (産業部農林水産課)
議案第 1 5 3 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 0 (産業部農林水産課)
議案第 1 5 4 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 2 (産業部農林水産課)
議案第 1 5 5 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 3 (産業部産業振興課)
議案第 1 5 6 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 4 (教育委員会生涯学習部生涯学習課)

議案第 1 5 7 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 5 (教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)
議案第 1 5 8 号	委託契約の変更について…………… 1 6 (建設部災害復旧推進課)
議案第 1 5 9 号	市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例 の制定について…………… 1 7 (総務部職員課)
議案第 1 6 0 号	東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資 産税の課税免除に関する条例の制定について…………… 1 8 (財務部資産税課)
議案第 1 6 1 号	東広島市受動喫煙の防止に関する条例の制定に ついて…………… 2 0 (健康福祉部医療保健課)
議案第 1 6 2 号	東広島市手数料条例の一部改正について…………… 2 3 (財務部財政課)
議案第 1 6 3 号	東広島市地域センター条例の一部改正について…………… 2 6 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 6 4 号	東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部改 正について…………… 2 8 (生活環境部廃棄物対策課)

議案第 1 6 5 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について……………	3 0
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 1 6 6 号	東広島市国民健康保険条例の一部改正について……………	3 1
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第 1 6 7 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	3 2
	(こども未来部保育課)	
議案第 1 6 8 号	東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例の一部改正について……………	3 4
	(産業部農林水産課)	
議案第 1 6 9 号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	3 5
	(都市部都市計画課)	
議案第 1 7 0 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について……………	3 7
	(都市部開発指導課)	
議案第 1 7 1 号	東広島市特別会計条例の一部改正について……………	4 0
	(都市部住宅課)	
議案第 1 7 2 号	東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部改正について……………	4 1
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第 1 7 3 号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に關  
する条例の一部改正について…………… 4 2

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

過疎地域持続的発展計画の策定について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため、別冊のとおり過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものである。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 計画の対象地域

旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域

(3) 重点施策の方向性

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住及び定住希望者に対する相談体制を充実させるほか、日常的サービスを享受できる生活環境や機能を確保し、多様な人材のネットワークによって、地域資源を生かした新たな価値を生み出す主体的な活動を支援する。

イ 産業の振興

産業の持続的な発展を図るため、地場産業の育成及び振興や産業団地への企業誘致の促進、流通機能の強化等を進め、多彩で活力あふれる産業の活性化と雇用の創出を促進する。

ウ 地域における情報化

情報化の進展に対応した高速情報通信基盤の幅広い利用及び活用を進め、生活の利便性の向上を図るとともに、多様な交流を通じた地域の活性化を推進する。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保

持続可能な利便性の高い暮らしを実現するため、住民生活及び産業活動を支える基盤を整備する。

#### オ 生活環境の整備

住民一人ひとりが安全かつ快適に暮らすため、生活環境の質的向上を図り、地域社会の中で、ゆとりと豊かさを実感し、安全で文化的な生活を営むことができる環境を整備する。

#### カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

住民一人ひとりが生涯を通じて、地域社会の中で安心して幸せな生活を送るため、ライフステージに応じた保健及び福祉の総合的なサービス体制を充実させる。

#### キ 医療の確保

初期救急医療を充実させるとともに、過疎地域内の診療所及び市内中心部の医療機関への通院のための交通手段の確保を図る。

#### ク 教育の振興

社会環境の急激な変化に主体的に対応し、個性と創造性にあふれる心豊かな人づくりを進めていくため、住民一人ひとりが生涯にわたって豊かな人間性を育むことができる教育及び学習環境づくりを推進する。

#### ケ 集落の整備

集落の活性化を図るため、住民自治協議会の運営を支援するとともに、地域自らが地域における課題の解決に向けて柔軟に対応することができる事業の創出等を推進する。

#### コ 地域文化の振興等

地域独自の文化及び伝統芸能を継承していくため、住民一人ひとりが生涯にわたって芸術文化活動に親しむことができる環境の整備を推進する。

#### サ 再生可能エネルギーの利用の推進

地域の特性を活かした再生可能エネルギーを活用するとともに、省エネルギー化を推進する。

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（一略）を定めることができる。

## 議案第130号

### 財産の取得について

(産業部農林水産課)

#### 1 提案の理由

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵に設置する冷蔵ショーケース多段型等を買入れようとするものである。

#### 2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 種類 道の駅直売所用備品

(3) 品名及び数量 冷蔵ショーケース多段型4台、冷凍ショーケースデュアル型1台、冷凍催事ケース3台、冷蔵内蔵ケース多段型4台、業務用冷蔵庫1台、業務用冷凍庫1台

#### 3 取得価格

2,286万8,996円

#### 4 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地岡 三利

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第132号から議案第143号まで

公の施設の指定管理者の指定について

(地域振興部地域づくり推進課)

提案の要旨

次の表に掲げる地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
132	東広島市吉川地域センター	吉川まちづくり自治協議会 会長 村主 武彦 東広島市八本松町吉川435番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
133	東広島市志和堀地域センター	志和堀小学校区住民自治協議会 会長 平賀 興三郎 東広島市志和町志和堀857番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
134	東広島市造賀地域センター	造賀地区自治協議会 会長 上田 昇 東広島市高屋町造賀3638番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
135	東広島市上戸野地域センター	上戸野地区住民自治協議会 会長 山田 勝也 東広島市福富町上戸野2555番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
136	東広島市清武西地域センター	清武西住民自治協議会 会長 木下 徳司 東広島市豊栄町清武3756番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
137	東広島市清武地域センター	清武住民自治協議会 会長 鈴木 榮三 東広島市豊栄町鍛冶屋603番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
138	東広島市安宿地域センター	あすか住民自治協議会 会長 信楽 和宏 東広島市豊栄町安宿3876番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
139	東広島市乃美地域センター	乃美別府住民自治協議会 会長 飛谷 義榮 東広島市豊栄町乃美3163番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

140	東広島市能良地域センター	能良振興協議会 会長 栗原 信明 東広島市豊栄町能良1574番地1	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで
141	東広島市吉原地域センター	吉原振興会 会長 田中 雅芳 東広島市豊栄町吉原2235番地	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで
142	東広島市入野地域センター	入野自治組織『篁の郷』 会長 堀内 勇壯 東広島市河内町入野5024番地1 2	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで
143	東広島市木谷地域センター	木谷自治協議会 会長 尾首 豊 東広島市安芸津町木谷4127番地 2	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第144号

### 公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

#### 1 提案の理由

東広島市小田地区多目的集会施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

#### 2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市小田地区多目的集会施設	自治組織「共和の郷・おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田2182番地

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第145号から議案第152号まで

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

提案の要旨

次の表に掲げる農畜産物に係る加工所、直売所及び集出荷施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
145	東広島市福富物産しゃくなげ館	福富物産しゃくなげ館運営協議会 会長 沖本 孝仁 東広島市福富町下竹仁470番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
146	東広島市とよさか伊尾集出荷センター	伊尾営農集団組合 組合長 重森 義弘 東広島市豊栄町清武2032番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
147	東広島市とよさか吉原集出荷センター	神村振興会 会長 迫 真治 東広島市豊栄町吉原4865番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
148	東広島市とよさか四季菜館	豊栄四季菜館 会長 光永 智明 東広島市豊栄町鍛冶屋841番地2	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
149	東広島市こうち寄りん菜屋	こうち交流促進施設運営協議会 理事長 住原 正弘 東広島市河内町小田4132番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
150	東広島市こうち小田農産物処理加工センター	小田農産物加工部会 会長 宅永 弘子 東広島市河内町小田1737番地	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
151	東広島市こうちそば加工センター	農事組合法人うやま 理事 坂田 正廣 東広島市河内町宇山1247番地1	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
152	東広島市安芸津農産物	赤崎農業経営改善組合 組合長 古谷 昭彦	令和4年4月1日から令和9年3月

	加工センター	東広島市安芸津町木谷4065番地	31日まで
--	--------	------------------	-------

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市道の駅湖畔の里福富の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市道の駅湖畔の里福富	ひがしひろしま有限責任事業組合 組合員 株式会社岡田グループ 本社 職務執行者 岡田 章義 株式会社ケーシーエル 職務執行者 崎島 寿則 有限会社ジャパンクリーンサービス 職務執行者 渡部 彰 株式会社陸地コンサルタント 職務執行者 佐々木 仁志	東広島市西条本町17番2号

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第154号

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島市有害獣処理加工施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市有害獣処理加工施設	東広島ジビエセンター株式会社 代表取締役 和泉川健太郎	東広島市豊栄町乃美3262番地2

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第155号

公の施設の指定管理者の指定について

(産業部産業振興課)

1 提案の理由

安芸津共同福祉会館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
安芸津共同福祉会館	安芸津町商工会 会長 橘高 信行	東広島市安芸津町三津1 649番地1

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第156号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

東広島市市民文化センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市市民文化センター	公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 代表理事 津森 毅	東広島市西条西本町28番6号

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第157号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設及び東広島市B&G海洋センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
黒瀬屋内プール	公益財団法人東広島市 教育文化振興事業団 代表理事 津森 毅	東広島市西条西本町28 番6号
黒瀬市民グラウンド		
黒瀬多目的グラウンド		
安芸津市民グラウンド		
東広島市黒瀬B&G海 洋センター		
東広島市安芸津B&G 海洋センター		

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

# 議案第158号

## 委託契約の変更について

(建設部災害復旧推進課)

### 1 変更の理由

令和2年8月25日に締結した乙池地区における災害復旧工事の委託契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更しようとするものである。

### 2 変更後の委託契約の内容

#### (1) 工事の場所

東広島市黒瀬町上保田

#### (2) 工事の内容

土木一式工事

排土工、堤体工、防護柵工、仮設工等

#### (3) 契約金額

原契約金額	変更契約金額	増加額
1億3,965万円	1億7,325万円	3,360万円

#### (4) 契約の相手方

広島県

#### (5) 工期

令和2年8月25日から令和4年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第159号

### 市長及び副市長の給料の臨時特例に関する条例の制定について

(総務部職員課)

#### 1 制定の理由

職員の不祥事により市政に対する市民の信頼を著しく損なったことに鑑み、市長及び副市長の給料を時限的に減額しようとするものである。

#### 2 条例の内容

令和4年1月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額  
は、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の規定にかかわらず、同条例に  
定める給料月額から、当該給料月額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定  
める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長 100分の10

#### 3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 有効期限

この条例の有効期限は、令和4年1月31日とする。

(根拠法令)

地方自治法

#### 第204条

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければなら  
ない。

## 議案第160号

東広島市過疎地域持続的発展計画に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

(財務部資産税課)

### 1 制定の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる本市の区域における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めようとするものである。

### 2 条例の内容

#### (1) 課税免除（第3条関係）

ア 市長は、特定市町村の区域とみなされる区域の公示の日から令和6年3月31日までの間に、過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備で租税特別措置法に基づく特別償却の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区別に応じ、それぞれに定める額以上のもの（3(3)を除き、以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について課税免除する。

(ア) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円）

(イ) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

イ 課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とする。

#### (2) 課税免除の申請等（第4条関係）

課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日

#### (2) 有効期限等

ア この条例の有効期限は、令和6年3月31日とする。

イ この条例の失効前に特別償却設備の取得等をした者に係る課税免除については、この条例の規定は、なおその効力を有する。

#### (3) 東広島市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の失効に伴う経過措置

令和3年3月31日以前に東広島市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

東広島市受動喫煙の防止に関する条例の制定について

(健康福祉部医療保健課)

1 制定の理由

受動喫煙の防止に関する施策に関し基本理念を定め、市、市民等、事業者及び施設管理者の責務その他必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念（第3条関係）

ア 受動喫煙の防止に関する施策は、受動喫煙による健康への悪影響に関する市民等の理解と関心を深めつつ、行われなければならない。

イ 受動喫煙の防止に関する施策は、子ども等、妊産婦その他受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者に係るものが重要であるという認識の下に行われなければならない。

(2) 市の責務等（第4条関係）

ア 市は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

イ 市は、受動喫煙による健康への悪影響について、市民等の理解を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(3) 市民等の責務（第5条関係）

ア 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

イ 市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 事業者の責務（第6条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の措置をとるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(5) 施設管理者の責務（第7条関係）

施設管理者は、その管理する施設における受動喫煙を防止するために必要な環境の整備その他の措置をとるよう努めるとともに、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(6) 受動喫煙防止区域の指定（第9条関係）

ア 市長は、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める区域を、受動喫煙防止区域として指定することができる。

イ 指定された区域のほか、東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の規定により環境美化強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）は、受動喫煙防止区域とする。

ウ 市長は、受動喫煙防止区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。

エ 市長は、受動喫煙防止区域を指定するとき（強化地域を受動喫煙防止区域としたときを含む。）は、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が受動喫煙防止区域である旨を明示しなければならない。

(7) 受動喫煙防止区域における喫煙の制限等（第11条関係）

何人も、正当な理由がなくて、受動喫煙防止区域においては、喫煙をしてはならない。ただし、受動喫煙を防止するための措置が講じられていると市長が認める喫煙所で喫煙をする場合は、この限りでない。

(8) 指導（第12条関係）

市長は、正当な理由がなくて、受動喫煙防止区域において喫煙している者に対し、喫煙を中止すべきことその他望まない受動喫煙を生じさせないために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

3 施行期日

令和4年4月1日等

(根拠法令)

## 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定するとともに、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の規定による給付金等の支給を受けようとする者等を戸籍に関する無料証明の対象者に追加しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて提出する登録住宅性能評価機関が発行する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合することを証する書面を、当該機関が交付する長期使用構造等である旨が記載された確認書（以下「確認書」という。）とする。

（別表第3関係）

- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり改定する。（別表第3関係）

ア 当該申請に併せて、確認書の提出があった場合

区 分		現 行	改 正
(1) 一戸建ての住宅を新築しようとする場合		6,000円	13,000円
(2) 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅を新築しようとする場合	ア 500㎡以下のもの	13,000円	24,000円
	イ 500㎡を超え1,000㎡以下のもの	23,000円	39,000円
	ウ 1,000㎡を超え3,000㎡以下のもの	33,000円	65,000円
	エ 3,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	62,000円	105,000円
	オ 5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	106,000円	160,000円

	カ 10,000㎡を超え20,000㎡以下のもの	175,000円	272,000円
	キ 20,000㎡を超え30,000㎡以下のもの	215,000円	344,000円
	ク 30,000㎡を超えるもの	229,000円	391,000円
(3) 一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとする場合		10,000円	19,000円
(4) 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅を増築し、又は改築しようとする場合	ア 500㎡以下のもの	19,000円	35,000円
	イ 500㎡を超え1,000㎡以下のもの	34,000円	59,000円
	ウ 1,000㎡を超え3,000㎡以下のもの	49,000円	98,000円
	エ 3,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	93,000円	157,000円
	オ 5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	159,000円	240,000円
	カ 10,000㎡を超え20,000㎡以下のもの	262,000円	408,000円
	キ 20,000㎡を超え30,000㎡以下のもの	323,000円	516,000円
	ク 30,000㎡を超えるもの	344,000円	586,000円

イ 当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第5条第1項に定める住宅性能評価書の提出があった場合

区 分		現 行	改 正
(1) 一戸建ての住宅		16,000円	13,000円
(2) 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅	ア 500㎡以下のもの	61,000円	24,000円
	イ 500㎡を超え1,000㎡以下のもの	98,000円	39,000円
	ウ 1,000㎡を超え3,000㎡以下のもの	184,000円	65,000円
	エ 3,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	316,000円	105,000円
	オ 5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	486,000円	160,000円
	カ 10,000㎡を超え20,000㎡以下のもの	885,000円	272,000円
	キ 20,000㎡を超え30,000㎡以下のもの	1,207,000円	344,000円
	ク 30,000㎡を超えるもの	1,460,000円	391,000円

(3) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第17条に規定する者等を戸籍に関する無料証明の対象者に追加する。(別表第7関

係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

ア 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料に関する規定 令和4年2月20日

イ 戸籍に関する無料証明に関する規定 公布の日又は特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律附則第1条本文に規定する政令で定める日のいずれか遅い日等

#### (2) 経過措置

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料に関する規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

東広島市地域センター条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の理由

東広島市西志和コミュニティハウスを廃止し、新たに東広島市西志和地域センターとして設置するとともに、当該地域センターの使用料の額及び利用料金の限度額を定めようとするものである。

2 改正の内容

東広島市西志和地域センターの使用料の額（利用料金を徴収する場合は、その限度額）を次のとおり定める。（別表第2関係）

室名	1時間までごとの額	
	3時間までの部分	3時間を超える部分
ホール	1,130円	630円
研修室	410円	390円
和室	410円	390円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日等

(2) 東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例の廃止

東広島市コミュニティハウス設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 旧条例の廃止に伴う経過措置

施行日前の使用に係る廃止前の旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(根拠法令)

## 地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 議案第164号

### 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例の一部改正について

(生活環境部廃棄物対策課)

#### 1 改正の理由

容器入り飲料を販売する自動販売機に係る届出等について見直しを行うとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

(1) 次に掲げる届出を廃止する。

ア 自動販売機を設置するときの届出（改正前の第9条関係）

イ 自動販売機の設置場所等を変更し、又は自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したときの届出（改正前の第10条関係）

ウ ア又はイの届出（廃止の届出を除く。）をした者の地位を承継したときの届出（改正前の第11条関係）

(2) (1)の届出（廃止の届出を除く。）をしたときに交付される届出済証を廃止し、当該届出済証の自動販売機への張付けを不要とする。（改正前の第12条関係）

(3) (1)の届出をしない者に対する勧告を行わないこととする。（改正前の第15条関係）

#### 3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日前に自動販売機に係る届出をすべきである旨の勧告を受けた者に対して行う当該勧告に従うべき旨の命令及び当該命令に違反した際の罰則の適用については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第165号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 改正の要旨

土与丸老人集会所を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 議案第166号

### 東広島市国民健康保険条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

#### 1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられることに合わせて、国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の引上げを行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

出産育児一時金の額を次のように引き上げる。(第6条関係)

現 行	改 正
40万4,000円	40万8,000円

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和4年1月1日

##### (2) 経過措置

施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用する。

(根拠法令)

国民健康保険法

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。一略一

## 議案第167号

### 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

#### 1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）における電磁的記録による記録等及び電磁的方法による交付又は提出に係る基準を定めようとするものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 特定教育・保育施設等は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面等で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。（第53条関係）
- (2) 特定教育・保育施設等は、書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、電磁的方法により提供することができる。（第53条関係）

#### 3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

子ども・子育て支援法

#### 第34条

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育

又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

#### 第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第168号

東広島市農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例  
の一部改正について

(産業部農林水産課)

1 改正の要旨

東広島市とよさか農畜産物処理加工センターを廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

施行日前にした利用の許可に係る施設等の利用料金については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

# 議案第169号

## 東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

(都市部都市計画課)

### 1 改正の理由

東広島都市計画兼広松ヶ原地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めようとするものである。

### 2 改正の内容

(1) 次の地区及び区域における建築制限を定める。（別表第1関係）

地 区	区 域
兼広松ヶ原地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東広島都市計画兼広松ヶ原地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

(2) 建築制限の内容（別表第2関係）

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（建築基準法別表第2（る）項第1号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (4) 前3号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。

建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

3 施行期日  
公布の日

(根拠法令)

建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

## 議案第170号

### 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正 について

(都市部開発指導課)

#### 1 改正の理由

都市計画法の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準の見直しを行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

市街化調整区域に係る開発行為等の許可の対象として指定する区域から次に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して市長が定める区域を除く。）を除くものとする。（第2条、第4条、第5条関係）

- (1) 災害危険区域
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域
- (5) 浸水被害防止区域
- (6) 浸水想定区域のうち、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- (7) 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- (8) 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- (9) 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和4年4月1日

##### (2) 経過措置

施行日前にされた開発行為等の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

(根拠法令)

都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（一略一）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

(11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（一略一）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（一略一）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

都市計画法施行令

第36条 都道府県知事（一略一）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第43条第1項の許可をしてはならない。

(3) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがな

いと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不  
当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工  
物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められ  
たもの。－略－

## 議案第171号

### 東広島市特別会計条例の一部改正について

(都市部住宅課)

#### 1 改正の要旨

住宅新築資金等貸付事業に係る地方債の償還の完了に合わせて、東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止しようとするものである。

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和4年4月1日

##### (2) 経過措置

東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和3年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

##### (3) 東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計に所属する権利義務の帰属等

ア この条例の施行の際東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計に所属する権利義務は、令和3年度の出納の完結の際に東広島市一般会計に帰属するものとする。

イ 東広島市一般会計に帰属する権利義務に係る収入は、東広島市一般会計の歳入とする。

(根拠法令)

地方自治法

#### 第209条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

## 議案第172号

### 東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 改正の要旨

児童数の減少により小学校の統合を行うことに伴い、東広島市立西志和小学校及び東広島市立東志和小学校を廃止して東広島市立志和小学校を新たに設置し、並びに東広島市立河内小学校の移転に伴い、その所在地を変更するとともに、これらの小学校の学校施設の使用料を次のとおり定めようとするものである。

施設名	学校名	使用時間	現行	改正
学校校庭	志和小学校	1時間につき	—	310円
	河内小学校	現在地	410円	—
		移転後	1時間につき	—

#### 2 施行期日

令和4年4月1日等

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第173号

東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 改正の要旨

東広島市志和生涯学習センターを廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和4年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。